

介護員養成研修重要事項説明書

作成日 2026年3月1日

1 研修事業者概要

(1) 事業者名	一般財団法人 宝塚市保健福祉サービス公社	
(2) 代表者名	理事長 妙中 信之	
(3) 所在地	宝塚市小浜4-5-6	
(4) 事業者指定県民局	兵庫県阪神北県民局宝塚健康福祉事務所監査指導課 (TEL0797-61-5174)	
(5) 事業者指定年月日	2019年11月5日	
(6) 事業者指定番号	神北(宝健)第1602号	
(7) 基本財産・資本金	3億円	
(8) 主な出損者・出資者とその金額	宝塚市 3億円	
(9) 他の主な事業	1. 居宅介護支援事業 2. ホームヘルプサービス事業 3. 介護老人保健施設事業 4. デイサービスセンター事業 5. 訪問看護事業 6. シルバーハウジング生活援助員派遣事業 7. 地域包括支援センター事業 8. 機能訓練及び運動器機能向上 9. ファミリーサポートセンター事業 (介護・育児) 10. 要介護認定訪問調査事業 11. 介護技術等研修事業 12. 訪問リハビリテーション事業 13. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 14. 障害者相談支援事業	
(10) 主務官庁(公益法人の場合)	宝塚市役所健康福祉部 0797-71-1141	
(11) 介護員養成研修事業を開始した年月日	2000年9月1日	
(12) 過去に兵庫県内で実施した介護員養成研修の実績	初任者：25講座180人 基礎：講座 人 1級：講座 人 2級：29講座813人 3級：1講座40人	直近の講座開設日 2025年11月 6日 年 月 日 年 月 日 2012年 9月 3日 2001年 2月 1日

2 研修の概要

(1) 研修事業名	第26期 介護職員初任者研修課程	
(2) 研修の課程	介護職員初任者研修課程	
(3) 通信、通学の別	通信、通学（併用）	
(4) 事業指定県民局等	兵庫県阪神北県民局 宝塚健康福祉事務所 監査指導課 (TEL0797-61-5174)	
(5) 事業指定番号	26-01602-01	
(6) 定員及び開講必要人数	定員10人（5人以上で開講）	
(7) 受講資格	介護職員として従事しようとする者。心身ともに健康である者。その他、本研修受講者として適当と認めた者とする。	
(8) 研修の実施場所及び時間	講義・演習	場所：宝塚市保健福祉サービス公社 (132時間)
	実習 ※2	実習：池ノ島デイサービスセンター (宝塚市泉町6番33号) 実習：ステップこはまヘルパーステーション (宝塚市小浜4丁目5番6号)
(9) 研修実施期間	2026年5月8日～2026年7月17日	
(10) 補講の可否・条件等	可(全日出席を原則とする) *やむを得ない事情による欠席時、講義の補講は可。 (全体時間数の1割未満に限る) 実技の補講は不可。	
(11) 修了評価の時期	2026年7月15日	
(12) 修了評価が評価基準に満たない場合の補講・再評価	補講の日程等	2026年7月17日（2時間）
	再評価	2026年7月17日（2時間）

3 研修が実施できなくなった場合、替わりの研修を実施する事業者

(1) 事業者名	プラスワンケアサポート株式会社	
(2) 代表者名	代表取締役 古賀 正靖	
(3) 所在地	川西市栄町25番1号アステ川西5階	
(4) 基本財産・資本金	30,000,000円	
(5) 主な出損者・出資者とその金額		
(6) 他の主な事業	訪問介護	
(7) 主務官庁(公益法人の場合)		
(8) 介護員養成研修事業を開始した年月日	1999年8月21日	
(9) 過去に兵庫県内で実施した介護員養成研修の実績	初任者：	8講座91人
	基礎：	講座 人
	直近の講座開設日	2024年7月16日
		年 月 日

	1級： 講座 人 2級： 38講座1757人 3級： 講座 人	年 月 日 2012年6月 6日 年 月 日
(10)過去に他都道府県で実施した介護員養成研修の実績	(実施地域： 大阪) 班者： 4講座 45人 基礎： 講座 人 1級： 講座 人 2級： 22講座630人 3級： 講座 人	直近の講座開設日 令和5年6月20日 年 月 日 年 月 日 平成24年11月21日 年 月 日
(11)研修事業の実施が困難になった時、協力事業者が新たに受講料を徴収する場合の上限額	11,438円	

4 受講料

(1)受講料の支払方法	支払方法	現金もしくは振込による一括前払い
	支払期日	2026年5月8日(金)
(2)受講料の額		22,876円
(3)教材費		7,124円
(4)その他必要な費用	無し	
(5)消費税		税込価格で表示
(6)合計		30,000円

※研修先への交通費は自己負担

5 解約条件等

(1)利用者からの解約の場合	受講料支払前の解約 キャンセル料無し 受講料支払後の解約 返還金無し 研修開始後の解約 返還金無し
(2)事業者からの解約の場合	(解約する場合) 1. 講義・演習の講義を理由無く欠席した場合 2. 講師により受講態度が著しく悪い等の報告があり、改善の見込みが無い場合 3. 受講料が支払期限内に支払われない場合 4. 2度の効果測定のどちらも合格点に達しなかった場合
	(受講者への返金条件) 利用者からの解約と同様の条件

6 苦情・相談窓口

(1)担当部署名	一般財団法人 宝塚市保健福祉サービス公社
(2)担当者名	事業部長 平岡 浩子
(3)連絡先	
電話番号	0797-86-9194
FAX 番号	0797-86-8496
Eメールアドレス	kousha00@takarazuka-fukushi.or.jp

添付書類：1 カリキュラム表（担当講師一覧）

様

説明年月日 年 月 日

説明者職名 _____

説明者署名 _____

一般財団法人宝塚市保健福祉サービス公社 初任者研修（通信） 学則

（事業者の名称・所在地）

- 1 本研修は次の事業者が実施する。
一般財団法人宝塚市保健福祉サービス公社
兵庫県宝塚市小浜4丁目5番6号

（目的）

- 2 介護職員として介護サービスに従事しようとする者を対象とした基礎的な職業教育であり、対人理解や対人援助としての職務に必要な知識や技術を学習し、高齢者・障害者の自立支援の担い手として即戦力を有する介護人材を養成し、介護人材の確保、就業者支援として、宝塚市及び社会に貢献するものとする。

（研修事業の名称）

- 3 研修の名称は次のとおりとする。
第26期 介護職員初任者研修（通信）

（研修課程及び形式）

- 4 研修課程及び形式は次のとおりとする。
介護職員初任者研修課程（通信形式）

（実施場所）

- 5 研修（講義・演習）を行うために使用する会場は、一般財団法人宝塚市保健福祉サービス公社北棟2階レクリエーションルームとする。

実習を行う施設は、

- ① 在宅サービス提供現場見学6時間：池ノ島デイサービスセンター
（兵庫県宝塚市泉町6番33号）
- ② 訪問介護事業同行訪問4時間：ステップこはまヘルパーステーション
（兵庫県宝塚市小浜4丁目5番6号）

（研修期間）

- 6 第26期の研修期間は、2026年5月8日から2026年7月17日とする。

（研修カリキュラム）

- 7 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラム132時間を、兵庫県介護員養成研修事業者指定要綱3研修内容（3）に基づいた別紙「介護職員初任者研修課程カリキュラム表」の内容を受講する。

(講師氏名)

- 8 研修を担当する講師は別紙「介護職員初任者研修課程カリキュラム表」のとおりとする。

(研修修了の認定方法)

- 9 ①修了の認定は、7項に定めるカリキュラムを全て履修後、担当講師陣が作成した

2時間程度の筆記試験を行う。

- ②認定基準は、次のとおり理解度の高い順に、A・B・C・Dの4区分で評価した上で、C以上の評価受講者に評価基準を満たしたものとして認定する。評価基準に達しない場合は、必要に応じ補講を行い、基準に達するまで再評価を行うこととする。

評価基準 (100点を満点とする)

A=90点以上、B=80～89点、C=70～79点、D=70点未満

(受講資格と定員)

- 10 受講資格については、①介護職員として従事しようとする者 ②心身ともに健康である者 ③その他、本研修受講者として適当と認めた者とする。

また、定員は10名とし、最低催行人数を5名とする。

(受講手続)

- 11 ①受講手続きは、研修開講1か月前から市広報紙やチラシにて募集を開始する。受講希望者は、募集期間中に必着となるように、所定の申込用紙に住所・氏名・年齢等必要項目を記入し、郵送・持参・FAX・メール等にて応募を行う。募集は先着順とする。②受講決定者には、文章にて決定通知及び受講料金支払方法について郵送する。

(研修参加費用)

- 12 研修参加費用は、税込30,000円(テキスト代含む)とする。

(使用テキスト)

- 13 一般財団法人長寿社会開発センター発行:介護職員初任者研修テキスト(全3巻)

(研修欠席者の扱い)

- 14 理由の如何にかかわらず、研修開始から20分以上遅刻した場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合には必ず「欠席届」を提出する。

(補講の取扱い)

- 15 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、

講義・演習の1割を上限とし、補講を行うことにより当該科目を修了したものとみなす。

(受講の取消し)

16 次に該当するものは、受講を取消すことが出来る。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みが無いと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、そのほか受講者としての本分に反したと認められる者

(修了証明書の交付)

17 9項により修了を認定された者には、当法人において、修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付する。

(修了者名簿の管理)

18 修了者名簿の管理については、次のとおり行う。

- (1) 修了証明書交付名簿、その他必要書類を適正に管理するとともに、兵庫県阪神北県民局長に提出する。
- (2) 修了証明書の紛失があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。

(情報の公表)

19 兵庫県介護員養成研修事業者指定要綱6に定める情報の公表に基づき、当法人ホームページ <https://takarazuka-fukushi.or.jp/>において初任者研修の詳細を公表する。

(その他留意事項)

20 初任者研修の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 研修に関する苦情窓口を設置し、苦情及び事故が発生した場合には、迅速に対応する。苦情対応窓口：経営企画室 電話 0797-86-9194
- (2) 事業実施により知り得た個人情報を他人に漏らしたり、不当な目的に使用しない。
- (3) 受講者等が自習等で知り得た個人情報を他人に漏らしたり、不当な目的に使用しないよう受講者の指導を行う。

(施行細則)

21 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で、必要があると認められる場合は、当法人がこれを定める。

付 則

この学則は2013年6月25日 から施行する。

付 則

この学則は2014年2月20日 から施行する。

付 則

この学則は2014年5月30日 から施行する。

付 則

この学則は2015年2月1日 から施行する。

付 則

この学則は2015年6月1日 から施行する。

付 則

この学則は2016年2月1日 から施行する。

付 則

この学則は2016年7月1日 から施行する。

付 則

この学則は2017年2月1日 から施行する。

付 則

この学則は2017年6月1日 から施行する。

付 則

この学則は2018年1月1日 から施行する。

付 則

この学則は2018年8月1日 から施行する。

付 則

この学則は2019年11月1日 から施行する。

付 則

この学則は2020年4月1日 から施行する。

付 則

この学則は2020年10月1日 から施行する。

付 則

この学則は2021年4月1日 から施行する。

付 則

この学則は2021年9月1日 から施行する。

付 則

この学則は2022年4月1日 から施行する。

付 則

この学則は2022年11月1日 から施行する。

付 則

この学則は2023年11月1日 から施行する。

付 則

この学則は2024年1月1日 から施行する。

付 則

この学則は2024年4月1日 から施行する。

付 則

この学則は2024年11月1日 から施行する。

付 則

この学則は2025年4月1日 から施行する。

付 則

この学則は2025年11月1日 から施行する。

付 則

この学則は2026年4月1日 から施行する